



第39期

定時株主総会招集ご通知

日時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所 ホテルオークラ福岡 4階「平安の間」
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

第39期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類.....	6
（提供書面） 事業報告.....	39
連結計算書類.....	59
計算書類.....	62
監査報告書	65

決議事項

第1号議案	取締役10名選任の件
第2号議案	監査役4名選任の件
第3号議案	当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

株主の皆さまへ



平素より当社をご支援いただき、誠にありがとうございます。

第39期は、薬価改定などにより、薬局部門の売上高が減少しましたが、医業支援部門でコンサル部門、レンタル部門などの売上高が増加し、売上高1,222億円（前期比1.2%増）、利益面では、経常利益は64億円（同3.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は37億円（同63.0%増）となり、過去最高益を更新しました。

節目の年度である第40期は、新たな中期経営計画「アクション2020」がスタートしました。「日本型ヘルスケアビジネスの具現化」をテーマに、「医療モールの開発」「病院の経営支援」「価値ある薬局の創造」の継続的取り組み、健康・予防と医療ICTの領域における「新規事業の開発」、「将来を展望した海外展開の検討」を重点施策とし、アクションを合言葉にこれらの計画を実行してまいります。

株主の皆さまには、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成29年6月

代表取締役 社長執行役員 **坂本賢治**

経営理念

わたしたちの誓い

- ・わたしたちは、この一度しかない、かけがえのない人生を価値高く生きます。
- ・常に正しい考え方を求め、感謝の心を持ち、勤勉、謙虚、正直、質素、素直で誠実な、自立した人間になります。
- ・わたしたちの仕事が社会の発展、そして多くの人々の生活の向上に貢献することを確信し、責任を持ち、効率のよい仕事を行います。
- ・よいことはすぐやります、悪いことはすぐやめます。

社 是

わたしたちは、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献します。

社 訓

- 一、すべての人々にとってかけがえのない、価値ある企業になります。
- 二、取引先のよきパートナーとして、その信頼に応えます。
- 三、社員の豊かな人生を願い、社員とともに成長します。
- 四、個々の社員の人格、能力、見識を高め、企業人として社会人として、責任を果たせる人間づくりをします。

総合メディカルが考える「よい医療」

みな皆がよりよい、最適な環境のもと、その人らしさを支えあうこと。

■皆がよりよい

医療の受け手と担い手、それを取り巻く地域社会が、お互いの想いや背景を理解・共感し、信頼・尊重すること

■最適な環境

- ・医療資源を効率的に配分・発展させ、持続性がある状態
- ・医療の受け手と担い手双方にとって、安心・安全な状態
- ・医療機能の分化・連携により、それぞれの専門性が発揮できる状態
- ・必要な情報が適切に開示され、納得・選択できる状態

■その人らしさを支えあう

いのち生命の誕生からおわりまで、社会面、経済面、身体面、心理面をケアし、すべての人々の生きる質を高め、希望をもって笑顔で過ごせるようにすること

※予防、介護など周辺領域も「医療」に含みます。

証券コード 4775
平成29年6月1日

株 主 各 位

福岡市中央区天神二丁目14番8号
総合メディカル株式会社
代表取締役 坂本 賢治
社長執行役員

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月21日（水曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使の方法」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時
（当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 4階 平安の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第39期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

取締役10名選任の件

第2号議案

監査役4名選任の件

第3号議案

当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以上

~~~~~

**（お願い）**

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、開会時刻直前には受付の混雑が予想されますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 資源節約のため、当日ご出席の際には、この「第39期定時株主総会招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**（お知らせ）**

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、 「6. 株式会社の支配に関する基本方針」ならびに連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.sogo-medical.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。  
なお、ウェブサイト掲載分をご希望される株主様は、当社担当窓口（広報IR部 092-713-9181）宛にお問い合わせください。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.sogo-medical.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
- ◎ 当日ご出席の株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきますのでご了承ください。

## 〈議決権行使についてのご案内〉



### 当日ご出席による 議決権行使

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



### 書面による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権の行使期限までに到着するようご返送ください。



### インターネットによる 議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下をご確認いただきますようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使の方法

<http://www.evote.jp/>（議決権行使サイト）

にアクセスのうえ、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスのために発生する費用は、株主様のご負担となります。
- ※ ご不明な点等ございましたら、ヘルプデスクにお問い合わせください。

## 複数回にわたり行使された議決権の取り扱い

書面とインターネットの双方により重複して議決権行使をされた場合

⇒インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合

⇒最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話：0120-173-027（通話料無料）  
（受付時間：午前9時～午後9時）

\* ウェブサイトの保守・点検のための取扱休止時間：午前2時～午前5時

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 さか もと けん じ  
坂 本 賢 治（昭和33年10月9日生） 所有する当社の株式数 34,600株



再任

### ■現在の当社における地位および担当

代表取締役 社長執行役員（監査部担当、経営戦略本部担当）

### ■略歴および重要な兼職の状況等

昭和58年 2月 当社 入社  
 平成14年 6月 当社 執行役員 中・四国地区統括本部長  
 平成16年 4月 当社 執行役員 中・四国支社長  
 平成18年 4月 当社 上席執行役員 西日本支社長  
 平成19年 4月 当社 常務執行役員 西日本支社長  
 平成20年 4月 当社 常務執行役員 東日本支社長  
 平成20年 6月 当社 取締役 常務執行役員 東日本支社長  
 平成22年 4月 当社 常務取締役  
 平成23年 4月 当社 専務取締役  
 平成24年 4月 当社 代表取締役副社長  
 平成27年 4月 当社 代表取締役 副社長執行役員  
 平成28年 4月 当社 代表取締役 社長執行役員（現任）

### 取締役候補者とした理由：

坂本賢治氏は、経営理念である「わたしたちの誓い」[社是・社訓]を実践するとともに、当社グループ事業全般に精通し経営経験も豊富な人物であります。また、平成28年4月に代表取締役 社長執行役員に就任以来、取締役会での決議事項や報告事項において適切な運営をするとともに、経営の重要事項の決定および業務執行の監督を適切に行っております。平成29年4月からは中期経営計画「アクション2020」の達成に向けて職務を遂行しており、当社は、同氏が経営の指揮を執り、持続的な企業価値の向上を実現することが最適であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

み き た し ん や

三木田 慎也 (昭和27年3月2日生) 所有する当社の株式数 2,100株



再任

■現在の当社における地位および担当

代表取締役 副社長執行役員 (東日本支社担当)

■略歴および重要な兼職の状況等

平成19年8月 当社 入社、常勤顧問  
 平成19年10月 当社 常務執行役員  
 平成21年4月 当社 常務執行役員 東京本部長 DtoD営業統括本部副本部長  
 平成21年6月 当社 取締役 常務執行役員 東京本部長 DtoD営業統括本部副本部長  
 平成22年4月 当社 常務取締役  
 平成23年4月 当社 専務取締役  
 平成24年4月 当社 専務取締役 DtoD開発本部長  
 平成26年4月 当社 取締役 専務執行役員 開発本部長  
 平成27年4月 当社 取締役 専務執行役員 事業推進本部長  
 平成28年4月 当社 代表取締役 副社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由：

三木田慎也氏は、経営理念である「わたしたちの誓い」「社是・社訓」を実践するとともに、平成28年4月から代表取締役 副社長執行役員として、戦略的な観点から経営の監督を適切に行っております。特に事業開発分野における豊富な経験と実績を有しており、その経験で培った優れた経営手腕に鑑み、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

くろ だ まこと

黒田 誠 (昭和29年1月28日生) 所有する当社の株式数 2,200株



再任

■現在の当社における地位および担当

取締役 専務執行役員 (西日本支社担当)

■略歴および重要な兼職の状況等

昭和52年4月 三井物産株式会社 入社  
 平成7年8月 Mitsui & Co.(U.S.A.),Inc.Chemical Division.  
 General Manager of Petrochemical Dept.  
 平成17年6月 三井物産株式会社 化学品第一本部ライフサイエンス事業部長  
 平成20年1月 同社 コンシューマサービス事業第一本部メディカル・ヘルスケア事業部長  
 平成24年4月 当社 入社、執行役員 経営戦略本部長 経営戦略部長  
 平成24年6月 当社 常務取締役 経営戦略本部長 経営戦略部長  
 平成26年4月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長  
 平成27年4月 当社 取締役 専務執行役員 経営戦略本部長  
 平成29年4月 当社 取締役 専務執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由：

黒田誠氏は、経営理念である「わたしたちの誓い」「社是・社訓」を実践するとともに、戦略的な観点から経営の監督を適切に行っております。特に経営戦略部門および管理部門で培った豊富な経験と実績を有しており、その経験で培った優れた経営手腕に鑑み、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

さだ ひさ まさ とし  
貞 久 雅 利

(昭和39年10月1日生) 所有する当社の株式数 19,700株



再任

■現在の当社における地位および担当

取締役 専務執行役員 (管理本部担当、人事本部担当)

■略歴および重要な兼職の状況等

昭和62年 3月 当社 入社  
 平成16年 4月 当社 執行役員 九州支社長  
 平成22年 4月 当社 執行役員 東日本支社長  
 平成24年 6月 当社 取締役 東日本支社長  
 平成26年 4月 当社 取締役 上席執行役員 東日本支社長  
 平成27年 4月 当社 取締役 常務執行役員 人事本部長  
 平成28年 4月 当社 取締役 専務執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由：

貞久雅利氏は、経営理念である「わたしたちの誓い」「社是・社訓」を実践するとともに、戦略的な観点から経営の監督を適切に行っております。特に営業部門および人事部門で培った豊富な経験と実績を有しており、その経験で培った優れた経営手腕に鑑み、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

なか しま もり たか  
中 島 護 貴

(昭和39年10月18日生) 所有する当社の株式数 32,800株



再任

■現在の当社における地位および担当

取締役 専務執行役員 (薬局事業本部担当)

■略歴および重要な兼職の状況等

平成 5年 9月 当社 入社  
 平成14年 6月 当社 執行役員  
 平成17年 4月 当社 常務執行役員 営業統括本部薬局事業統括部長  
 平成18年 6月 当社 取締役 常務執行役員 薬局事業統括部長  
 平成21年 4月 当社 常務執行役員 薬局事業本部長  
 平成25年 6月 当社 取締役 DtoD薬局サポート本部副本部長  
 平成26年 4月 当社 取締役 上席執行役員 サポート本部副本部長  
 平成27年 4月 当社 取締役 常務執行役員  
 平成28年 4月 当社 取締役 常務執行役員 薬局事業本部長  
 株式会社エス・エム・イー 代表取締役会長 (現任)  
 平成29年 4月 当社 取締役 専務執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由：

中島護貴氏は、経営理念である「わたしたちの誓い」「社是・社訓」を実践するとともに、戦略的な観点から経営の監督を適切に行っております。特に薬局事業部門で培った豊富な経験と実績を有しており、その経験で培った優れた経営手腕に鑑み、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

6

なか しま たか お

中島 孝生 (昭和40年10月3日生) 所有する当社の株式数 17,960株



再任

### ■現在の当社における地位および担当

取締役 専務執行役員、DtoD戦略本部長 (九州支社担当、DtoD戦略本部担当、コンサルティング事業本部担当、医業支援事業本部担当)

### ■略歴および重要な兼職の状況等

平成3年11月 当社 入社  
平成14年6月 当社 執行役員  
平成20年4月 当社 上席執行役員 薬局事業本部副本部長  
平成22年4月 当社 上席執行役員 DtoD薬局事業部長  
平成22年6月 当社 取締役 DtoD薬局事業部長  
平成24年4月 当社 常務取締役 DtoD薬局本部長  
平成25年4月 当社 常務取締役 DtoD薬局サポート本部長  
平成26年4月 当社 取締役 常務執行役員 西日本支社長  
平成28年4月 当社 常務執行役員 DtoD戦略本部長  
平成28年6月 当社 取締役 常務執行役員 DtoD戦略本部長  
平成29年4月 当社 取締役 専務執行役員 DtoD戦略本部長 (現任)

取締役候補者とした理由：

中島孝生氏は、経営理念である「わたしたちの誓い」[社是・社訓]を実践するとともに、戦略的な観点から経営の監督を適切に行っております。特に薬局事業部門および営業部門で培った豊富な経験と実績から、様々な事業から構成される当社グループ事業全般に精通しており、その実績と専門性を勘案し、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

た しろ いつ お

田代 五男 (昭和23年5月20日生) 所有する当社の株式数 73,320株



再任

### ■現在の当社における地位および担当

取締役副会長

### ■略歴および重要な兼職の状況等

昭和59年9月 当社 入社  
平成11年6月 当社 執行役員  
平成17年4月 当社 執行役員 九州支社長  
平成22年6月 当社 常務取締役 DtoD営業統括本部長  
平成23年4月 当社 専務取締役 DtoD営業統括本部長  
平成24年4月 当社 代表取締役社長  
平成27年4月 当社 代表取締役 社長執行役員  
平成28年4月 当社 取締役副会長 (現任)

取締役候補者とした理由：

田代五男氏は、経営理念である「わたしたちの誓い」[社是・社訓]を実践するとともに、持続的な企業価値の向上を図っております。また、業務を執行しない取締役として、経営の監督を適切に行っており、取締役会においては、経営上重要な案件について適切な発言を行い、取締役会の監督機能を高めております。これらのことから、取締役会の監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

わた なべ きよ たか  
渡 邊 清 孝

(昭和23年5月31日生) 所有する当社の株式数 600株



再任

社外取締役候補者

■現在の当社における地位および担当

取締役

■略歴および重要な兼職の状況等

昭和46年4月 三井物産株式会社 入社  
 平成9年7月 同社 鉄鋼製品本部 薄板第一部長  
 平成13年4月 同社 鉄鋼製品本部 薄板部長  
 平成14年3月 Mitsui & Co.(Canada)Ltd.President & CEO  
 平成17年4月 三井物産株式会社 執行役員 鉄鋼製品本部長  
 平成19年4月 同社 常務執行役員 鉄鋼製品本部長  
 平成20年4月 同社 常務執行役員 九州支社長  
 平成22年4月 九州電力株式会社 海外事業部顧問  
 平成25年6月 当社 監査役  
 平成26年4月 瀧江建設株式会社 会長(現任)  
 平成27年6月 当社 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由：

渡邊清孝氏は、三井物産株式会社の常務執行役員の経験等、同氏がこれまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に役立てていただき、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただいていることから、今後も引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

せき えい いち  
関 榮 一

(昭和22年8月13日生) 所有する当社の株式数 300株



再任

社外取締役候補者

■現在の当社における地位および担当

取締役

■略歴および重要な兼職の状況等

昭和46年4月 株式会社日本興業銀行 入行  
 平成12年9月 同行 執行役員 福岡支店長  
 平成14年4月 株式会社みずほ銀行 常務執行役員  
 平成17年6月 国内信販株式会社 代表取締役社長  
 平成20年6月 楽天K C株式会社 代表取締役会長  
 平成23年5月 ポラリス・キャピタル・グループ株式会社 特別顧問(現任)  
 平成23年7月 当社 顧問  
 平成25年3月 株式会社イノバ 監査役(現任)  
 平成28年5月 クリーンサアフェイス技術株式会社 取締役会長  
 平成28年6月 当社 取締役(現任)  
 平成29年4月 淀川変圧器株式会社 取締役会長(現任)

社外取締役候補者とした理由：

関榮一氏は、株式会社みずほ銀行 常務執行役員の経験等、同氏がこれまでに培ってきた金融に関する豊富な経験と経営に関する高い見識を当社の経営に役立てていただき、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただいていることから、今後も引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。



新任

社外取締役候補者

### ■現在の当社における地位および担当

なし

### ■略歴および重要な兼職の状況等

昭和51年 4月 株式会社第一勧業銀行 入行  
 平成18年10月 株式会社みずほ銀行 赤羽支店長  
 平成21年 4月 東京オートリース株式会社 執行役員  
 平成22年 4月 東京センチュリーリース株式会社 首都圏エリア営業部門 部長  
 平成23年 6月 同社 執行役員 首都圏エリア営業部門長補佐  
 東日本エリア営業部門長補佐 西日本エリア営業部門長補佐  
 平成24年 4月 同社 執行役員 ソリューション支援部長  
 平成26年 4月 同社 執行役員 ソリューション支援部長  
 首都圏営業部門担当取締役補佐 エリア営業部門担当取締役補佐  
 営業企画・推進部門長補佐  
 平成27年 4月 同社 常務執行役員 首都圏営業部門長  
 平成28年10月 東京センチュリー株式会社 常務執行役員 首都圏営業部門長  
 (現任)

#### 社外取締役候補者とした理由：

上手隆志氏は、東京センチュリー株式会社 常務執行役員を務められており、同氏がこれまでに培ってきた企業経営者としての幅広い見識により、当社の社外取締役として取締役会の意思決定および取締役の職務遂行に対し、客観的な視点から意見をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は、次のとおりであります。  
 なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (1) 中島護貴氏は、当社の子会社である株式会社エス・エム・イーの代表取締役会長を兼務し、同社は当社の仕入先であります。
  - (2) 上手隆志氏は、当社の特定関係事業者（主要取引先）である東京センチュリー株式会社の常務執行役員であり、同社と当社との間には、リースの取引があります。
2. 渡邊清孝氏、関榮一氏および上手隆志氏は、社外取締役候補者であります。  
 なお、当社は、渡邊清孝氏および関榮一氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
  3. 渡邊清孝氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、関榮一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  4. 渡邊清孝氏は、過去において当社の社外監査役でありました。
  5. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を当社定款第28条に規定しております。これにより、現在、田代五男氏、渡邊清孝氏および関榮一氏との間で、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。  
 なお、本総会において、田代五男氏、渡邊清孝氏および関榮一氏の選任が承認された場合には各氏との間で本契約を継続し、上手隆志氏の選任が承認された場合には同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。  
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - (2) 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 ひら お しょう じ  
平 尾 昭 二（昭和26年12月16日生） 所有する当社の株式数 1,100株



再任

### ■現在の当社における地位

監査役

### ■略歴および重要な兼職の状況等

昭和50年 3月 航空自衛隊 入隊  
平成13年 4月 航空自衛隊 第13警戒群司令  
平成15年 4月 航空自衛隊 第4術科学校業務部長  
平成18年12月 当社 入社、監査部調査役  
平成22年 4月 当社 監査部長  
平成24年 6月 当社 監査役（現任）

監査役候補者とした理由：

平尾昭二氏は、長年にわたり当社の監査業務を実施してきた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査役として公正かつ客観的な立場で意見をいただいていることから、今後も引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 やま かわ せい おう  
山 川 正 翁（昭和31年2月20日生） 所有する当社の株式数 0株



新任

社外監査役候補者

### ■現在の当社における地位

なし

### ■略歴および重要な兼職の状況等

昭和53年 4月 株式会社福岡銀行 入行  
平成18年 6月 同行 執行役員 人事部長  
平成19年 4月 同行 執行役員 本店営業部長  
平成21年 4月 同行 取締役常務執行役員  
平成23年 4月 同行 取締役常務執行役員 九州営業本部長兼福岡地区本部長  
平成24年 4月 同行 取締役常務執行役員 福岡地区本部長  
平成25年 4月 株式会社福岡キャピタルパートナーズ 代表取締役  
ふくおか債権回収株式会社 取締役  
株式会社F F Gビジネスコンサルティング 取締役  
平成28年 4月 福岡コンピュータサービス株式会社 代表取締役  
平成29年 4月 福岡コンピュータサービス株式会社 顧問（現任）

社外監査役候補者とした理由：

山川正翁氏は、金融機関の経営者として培われた会社経営を統括する十分な見識を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

みつかど なお まさ

三ツ角 直 正

(昭和31年3月9日生)

所有する当社の株式数

500株



再任

社外監査役候補者

### ■現在の当社における地位

監査役

### ■略歴および重要な兼職の状況等

昭和55年4月 松本法律事務所 入所  
昭和63年4月 最高裁判所司法研修所  
平成2年4月 福岡県弁護士会に弁護士登録  
森法律事務所 入所  
平成7年4月 三ツ角法律事務所 開設  
同事務所 所長(現任)  
平成16年4月 福岡大学法科大学院 非常勤講師  
平成22年4月 福岡大学病院 客員教授[医療安全担当](現任)  
平成26年6月 当社 監査役(現任)

社外監査役候補者とした理由：

三ツ角直正氏は、弁護士として培われた企業法務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、当社の社外監査役として公正かつ客観的な立場で意見をいただいていることから、今後も引き続き職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ごん どう せつ こ

権 藤 説 子

(昭和26年9月18日生)

所有する当社の株式数

500株



再任

社外監査役候補者

### ■現在の当社における地位

監査役

### ■略歴および重要な兼職の状況等

昭和58年3月 権藤成文税理士事務所 入所  
昭和62年6月 権藤説子税理士事務所 開設  
平成元年4月 中小企業大学校直方校 登録研修指導員  
平成10年4月 福岡商工会議所 経営安定特別相談室専門スタッフ  
平成12年2月 独立行政法人中小企業基盤整備機構 アドバイザー(現任)  
平成14年7月 税理士法人九州合同税務会計権藤説子事務所 代表社員(現任)  
平成19年1月 前原市監査事務局 代表監査委員  
平成25年4月 社会福祉法人グロー 監事(現任)  
平成27年6月 当社 監査役(現任)

社外監査役候補者とした理由：

権藤説子氏は、税理士として培われた企業会計および税務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、当社の社外監査役として公正かつ客観的な立場で意見をいただいていることから、今後も引き続き職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山川正翁氏、三ツ角直正氏および権藤説子氏は、社外監査役候補者であります。  
なお、当社は、三ツ角直正氏および権藤説子氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 三ツ角直正氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。また、権藤説子氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結する旨を当社定款第36条に規定しております。これにより、現在、平尾昭二氏、三ツ角直正氏および権藤説子氏との間で、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。  
なお、本総会において、平尾昭二氏、三ツ角直正氏および権藤説子氏の選任が承認された場合には各氏との間で本契約を継続し、山川正翁氏の選任が承認された場合には同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

平成26年6月20日開催の当社第36期定時株主総会においてご承認いただきました当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。）は、本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。

これを受けて、当社は、平成29年5月23日開催の当社取締役会において、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、原対応方針を改定し、下記の当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。

つきましては、当社定款第18条の定めに基づき、本対応方針の導入に関し、ご承認をお願いするものであります。

#### 記

#### 1. 本対応方針導入の目的および必要性

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益（あわせて以下「株主共同の利益」といいます。）を確保しまたは向上させることを目的として、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社の事業は、病医院経営のトータルサポートであり、DtoDシステム（医業継承、医療連携、医師転職支援システム）をはじめ、コンサルティング、薬局、レンタル、リース・割賦等という幅広い範囲に及んでおります。また、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。基本方針の内容の概要につきましては、当社が平成29年5月23日付で公表した「当社の株式の大規模買付に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」I.をご参照ください。）を定め、基本方針の実現に資する様々な取組みを現に実施しております。

したがって、当社が大規模買付者（下記2. (1) (i) において定義されます。以下同じです。）から大規模買付行為（下記2. (1) (i) において定義されます。以下同じです。）の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況および当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに大規模買付行為の提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業および上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締

役会から提供される情報ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、株主共同の利益の確保または向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、大規模買付行為の中には、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社の株式を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものもあり得ます。また、当社が地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりなどの重要な課題に取り組むためには短期的な利益ではなく長期的な視点での経営判断が必要となる場面も多く、優秀な人的資源を確保した上で、長期的な視点に立った事業運営が不可欠ですが、大規模買付行為の中には、中期経営計画の達成途上における一時点での差異のみに着目して中長期的な企業価値向上を目的としないものもあり得ます。さらに日本型ヘルスケアビジネスの完成のためには医療機関および医師とのネットワークならびに経営理念の浸透度の高い社員の協力が不可欠ですが、大規模買付者の方針によっては、優秀な医師や薬剤師、従業員等が不安を感じ、反発や流出を招くことによって地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりへ影響を及ぼし、さらには企業価値の低下をもたらすおそれもあります。このように大規模買付行為により株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当社取締役会としては、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を発動する必要もあるものと考えます。

なお、当社と資本業務提携関係にある三井物産株式会社は、当社の発行済株式(自己株式を除きます。)の25.51%(平成29年3月31日現在)を保有する筆頭株主ですが、他に主要株主(総株主の議決権の10%以上の議決権を保有している株主)は存在せず、当社の株主構成としては、金融機関、個人等に広く分散している状況です(事業報告51頁をご参照下さい。)。よって、今後当社の株式に対して株主共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為がなされる可能性は十分にあり、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆様が必要かつ十分な情報や時間を確保する必要性があると考えております。

また、当社は、平成26年4月から開始した3か年の中期経営計画(「さらなる挑戦～安心して暮らせるよりよい社会をめざして～」)、以下「前中期経営計画」といいます。)最終年度(平成29年3月期)の売上高が1,222億円、EBITDAマージンが9.1%、ROEが12.2%となり、時価総額は3年間で約2倍になりましたが、大規模買付行為に関して対応方針を設けていたことが、前中期経営計画の実行に全経営資源を集中することの一助となり、このような成果に寄与したものと考えております。当社取締役会としては、平成29年4月から3か年にわたる新たな中期経営計画「アクション2020」のもとで経営目標を達成するためにも引き続き大規模買付行為に関する対応

方針が必要であると考えております。

以上より、当社取締役会は、株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株式の大規模買付行為に該当する行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、事業報告51頁をご参照下さい。

## 2. 本対応方針の内容

### (1) 大規模買付ルールの設定

#### (i) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け

②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### (ii) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長執行役員に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

##### (ア) 大規模買付者の概要

①氏名または名称および住所または所在地

- ②代表者の氏名
- ③会社等の目的および事業の内容
- ④大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立準拠法

(イ) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(ウ) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注8)を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。))を含みます。)

(エ) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を含みます。)を添付していただきます。

### (iii) 大規模買付情報の提供

上記(ii)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社代表取締役社長執行役員に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日(注9)(初日不算入)以内に、当初提供していただくべき情報を記載したリスト(以下「大規模買付情報リスト」といいます。)を上記(ii)(ア)⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長執行役員に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供いただいた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。当社取締役会は、大



- の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
  - ⑦ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性
  - ⑧ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
  - ⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
  - ⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
  - ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
  - ⑫ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
  - ⑬ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
  - ⑭ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策の内容
  - ⑮ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を株主の皆様へ開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として

十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を株主の皆様へ開示いたします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断するに際し、必要に応じて特別委員会に対して諮問することができるものとし、その場合には当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとし、

(iv) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の①または②の期間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、その旨を大規模買付者に対して速やかに通知するとともに、適時かつ適切に開示いたします。

- ① 対価を金銭(円貨)のみとし、当社の株券等のすべてを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長60日間
- ② その他の大規模買付行為の場合には最長90日間

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとし、なお、当社取締役会が株主意識確認株主総会(下記(2)(i)(ア)(b)において定義されます。以下同じです。)を開催することを決定した場合については、下記(2)(i)(ウ)をご参照下さい。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(i) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

(a) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまはは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、株主共同の利益を確保したまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとしたします。

かかる場合、下記(3)(i)(イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮

問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して對抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、對抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

(b) 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記(a)にかかわらず、当社取締役会は、①特別委員会が当該對抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を招集することを勧告した場合、または、②大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令および当社取締役の善管注意義務等に照らして適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記②の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して對抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしたします。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

(a) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する對抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な對抗措置を発動することがあります。具体的には、別紙1に掲げる場合のいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に該当するものと考えます。

かかる場合、下記(3)(i)(イ)に記載のとおり、当社取締役会は、對抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して對抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して對抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、對抗措置

を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

(b) 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記(a)にかかわらず、当社取締役会は、①特別委員会が当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合、または、②当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等、法令および当社取締役の善管注意義務等に照らして株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記②の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができますものとしたします。

(ウ) 株主意思確認株主総会を開催する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとしたします。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する議案を株主意思確認株主総会に付議する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしたしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとしたします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について、株主の皆様に対してご説明いたします。

また、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとしたします。

なお、株主意思確認株主総会が開催されない場合においては、上記(1)(iv)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとしたします。

(ii) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は、別紙2に記載のとおりとしたします。

### (3) 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

#### (i) 特別委員会の設置および諮問等の手続

##### (ア) 特別委員会の設置

対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います(但し、株主意思確認株主総会が開催された場合には、当該株主意思確認株主総会の決議に従います。)が、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、特別委員会規則(その概要は別紙3に記載のとおりです。)に従い、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員(以下「特別委員」といいます。)は、3名以上とし、独立性の高い、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、医師、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会決議により選任されるものとし、本対応方針導入時の特別委員には、渡邊清孝氏、関榮一氏および三ツ角直正氏の合計3名が就任することを予定しております。なお、各特別委員の略歴は、別紙4「特別委員の略歴」に記載のとおりであり、いずれも当社から独立した社外取締役または社外監査役です。

当社は、上記3氏を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

また、渡邊清孝氏は、当社と資本業務提携関係にあり当社の筆頭株主である三井物産株式会社出身ですが、同社執行役員を退任後、既に7年以上が経過しており、退任後は同社との取引その他の関係も一切ございませんので、十分な独立性を有していると判断しております。

なお、特別委員会の決議は、原則として特別委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとしますが、特別委員に事故があるときその他やむを得ない事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

##### (イ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。なお、特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行うもしくは行おうとしていると判断する場合、または、当該大規模買付行為が別紙1に掲げるいずれかの類型に該当する等当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうものであることが明白であると判断する場合にのみ、対抗措置の発動を是認する旨の勧告を行うもの

とします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。また、特別委員会は、対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認する必要があると判断する場合には、当社取締役会に対して株主意思確認株主総会を招集することを勧告するものいたします（上記(2)(i)(ア)(b)①および同(イ)(b)①をご参照下さい。）。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとしします。

また、上記にかかわらず、①大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合には、大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令および当社取締役の善管注意義務等に照らして適切であると当社取締役会が判断した場合(上記(2)(i)(ア)(b)②をご参照下さい。)、または、②大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合には、当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等、法令および当社取締役の善管注意義務等に照らして株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合(上記(2)(i)(イ)(b)②をご参照下さい。))においては、当社取締役会は、特別委員会に対する諮問に代えて、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしします。

(ウ) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(イ)記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、株主共同の利益の確保または向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記の場合に至った具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するものとしします。

当該諮問がなされた場合、特別委員会は、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。また、当該諮問がない場合であっても、特別委員会は、上記の場合に至ったと自ら判断する場合には、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行うことができるものとしします。当社取締役会は、

いずれの場合であっても、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置を維持するか否かの判断を行うものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえ、外部専門家等の助言を得ながら検討した結果、当社取締役会が株主共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って、速やかにその旨を開示いたします。

但し、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての割当期日(別紙2第1項において定義されます。以下同じです。)に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に、本新株予約権の無償割当てによる当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当ての中止または撤回により損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回しないものとします。

#### (工) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容を決定する場合、大規模買付者に対する追加の情報請求を決定する場合、大規模買付情報の提供が完了したと判断する場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、対抗措置発動の是非、および発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

#### (ii) 株主の皆様のご意思の確認

##### (ア) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、平成29年5月23日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがって、本総会において出席株主の皆様のご賛同を得られなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、また、原対応方針についても本総会の終

結時において有効期間の満了により終了いたします。

(イ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記(2)(i)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていたことができるものとしております。

(iii) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成32年(2020年)6月に開催予定の当社第42期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。なお、本対応方針の継続については、当社取締役会において定期的に審議するものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って、速やかに開示いたします。

3. 本対応方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1.に記載のとおり、株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、上記2.(3)(ii)(ア)に記載のとおり、平成29年5月23日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。

また、上記2.(3)(ii)(イ)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

さらに、上記2.(3)(iii)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成32年(2020年)6月に開催予定の当社第42期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。なお、本対応方針の継続については、当社取締役会において定期的に審議するものとしします。

#### (4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記2.(2)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### (5) 特別委員会の設置

上記2.(3)(i)に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入に当たり、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### (6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

上記2.(3)(iii)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は平成32年(2020年)6月に開催予定の当社第42期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっているため、本対応方針は、取

締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買取防衛策でもありません。

#### 4. 株主・投資家の皆様に与える影響

##### (1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(3)(i)(ウ)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。但し、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記2.(3)(i)(ウ)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することがありますが、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権の無償割当ての中止または撤回を行うことはありません。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

##### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手續

本新株予約権の割当手續に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株

予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切に開示いたします。

## 5. その他

本対応方針は、平成29年5月23日開催の当社取締役会において、社外取締役3名を含む取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役4名が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、株主共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以上

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとしします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、株券等保有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下

別段の定めがない限り同じです。

- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとしします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注9) なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

## (別紙1) 株主共同の利益を著しく損なうと明白に認められる類型

1. 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期および方法を含みます。))、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が著しく毀損される等し、それによって、株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げると判断される場合
8. 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1.から9.までに準じる場合で、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

## (別紙2) 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)と同数とします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は1株とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者(注10)、②特定大量保有者の共同保有者(注11)、③特定大量買付者(注12)、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者(注13)(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

- (注10) 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注11) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
- (注12) 公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

### (別紙3) 特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は当社取締役会決議に基づき設置する。
2. 特別委員会の委員(以下「特別委員」といいます。)は、3名以上とし、独立性の高い、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、医師、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会が選任するものとする。
3. 特別委員の任期は、当社取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した時または本対応方針の導入の効力発生時のいずれか遅い時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時または当該委員と当社とが別途合意したその他の時までとする。但し、特段の事情がある場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、当社代表取締役社長執行役員または各特別委員が招集する。
5. 特別委員会の議長は、各特別委員の互選により選定される。
6. 特別委員会の決議は、原則として特別委員の全員が出席し(電話会議システムまたはテレビ電話による出席を含む。以下同じ。)、その過半数をもってこれを行う。但し、特別委員に事故があるときその他やむを得ない事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。なお、特別委員会の決議について特別の利害関係を有する特別委員は、当該決議について議決権を有しないものとする。
7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項(以下「本諮問事項」という。)について、特別委員会において決議された結論に基づき、理由の要旨を付して勧告を行うものとする。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする(但し、対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議に従うものとする。)
  - (1) 対抗措置の発動の是非
  - (2) 発動された対抗措置の維持の是非
  - (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問する事項
8. 特別委員会は、当社取締役会より、当社取締役会が大規模買付ルールに基づく手続の過程および本諮問事項の検討に際して使用または検討した資料および情報のすべての提供を受けることができるものとする。

9. 特別委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料および情報を、当社の費用において自ら収集し、または当社取締役会に対して収集を要請することができるものとする。また、特別委員会は、取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を特別委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができるものとする。
10. 特別委員は、善良なる管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行することを要し、特別委員としての職務遂行の客観性および中立性に疑義を生ぜしめる一切の行為を行わないものとする。
11. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることができるものとする。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、すべて当社が負担するものとする。

以 上

## (別紙4) 特別委員の略歴

### 1. 渡邊 清孝

昭和46年4月 三井物産株式会社 入社  
平成9年7月 同社 鉄鋼製品本部 薄板第一部長  
平成13年4月 同社 鉄鋼製品本部 薄板部長  
平成14年3月 Mitsui & Co.(Canada)Ltd.President & CEO  
平成17年4月 三井物産株式会社 執行役員 鉄鋼製品本部長  
平成19年4月 同社 常務執行役員 鉄鋼製品本部長  
平成20年4月 同社 常務執行役員 九州支社長  
平成22年4月 九州電力株式会社 海外事業部顧問  
平成25年6月 当社 監査役  
平成26年4月 溝江建設株式会社 会長 (現任)  
平成27年6月 当社 取締役(現任)

### 2. 関 榮一

昭和46年4月 株式会社日本興業銀行 入行  
平成12年9月 同行 執行役員 福岡支店長  
平成14年4月 株式会社みずほ銀行 常務執行役員  
平成17年6月 国内信販株式会社 代表取締役社長  
平成20年6月 楽天K C株式会社 代表取締役会長  
平成23年5月 ポラリス・キャピタル・グループ株式会社 特別顧問 (現任)  
平成23年7月 当社 顧問  
平成25年3月 株式会社イノーバ 監査役 (現任)  
平成28年5月 クリーンサアフェイス技術株式会社 取締役会長  
平成28年6月 当社 取締役 (現任)  
平成29年4月 淀川変圧器株式会社 取締役会長 (現任)

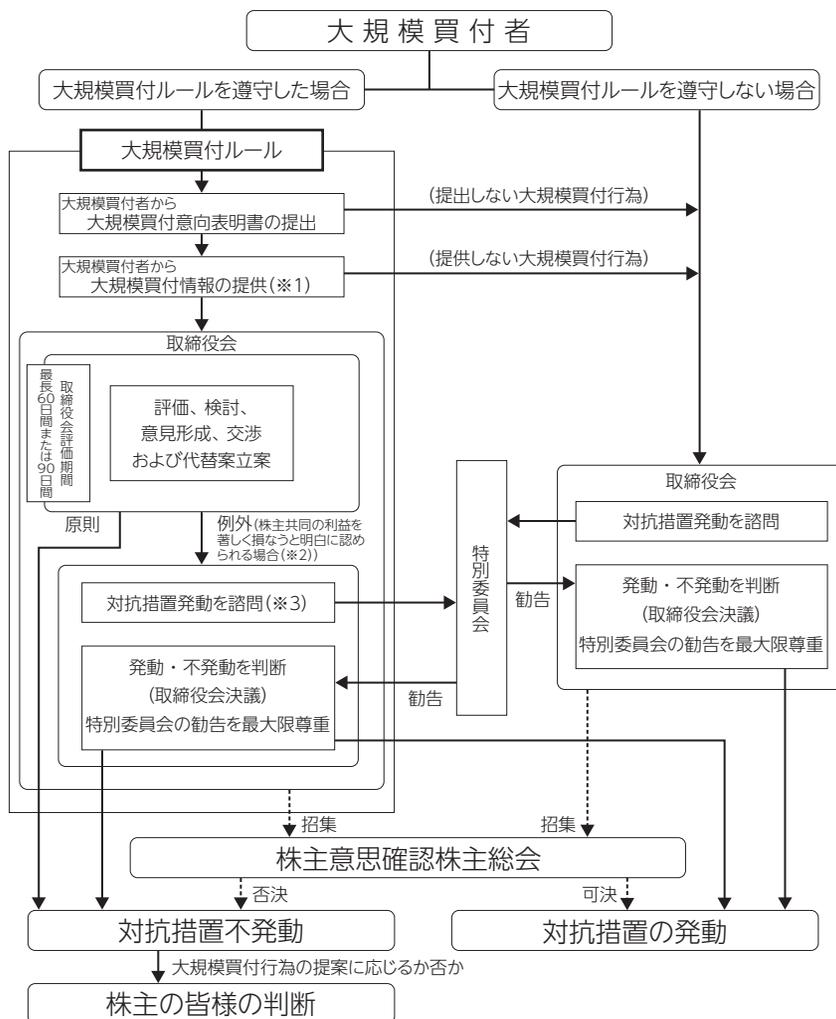
### 3. 三ツ角 直正

昭和55年4月 松本法律事務所 入所  
昭和63年4月 最高裁判所司法研修所  
平成2年4月 福岡県弁護士会に弁護士登録  
森法律事務所 入所  
平成7年4月 三ツ角法律事務所 開設  
同事務所 所長 (現任)  
平成16年4月 福岡大学法科大学院 非常勤講師  
平成22年4月 福岡大学病院 客員教授[医療安全担当] (現任)  
平成26年6月 当社 監査役 (現任)

なお、当社は、上記3氏を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

以 上

(ご参考) 本対応方針に係る手続の流れの概要



※1 大規模買付情報リストの内容の決定、追加の情報請求の決定、および大規模買付情報の提供が完了したかの判断に際して特別委員会に任意の諮問を行うことがあり、その場合は特別委員会の勧告を最大限尊重します。

※2 別紙1ご参照

※3 特別委員会に対する対抗措置発動の諮問は、取締役会評価期間内に行われることもあり得ます。

このフローチャートは、あくまで本対応方針の概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本対応方針の詳細については、本文をご参照ください。

(提供書面)

# 事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況

### (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や個人消費に改善がみられるとともに、設備投資にも持ち直しの動きがみられるなど、一部に改善の遅れがあるものの、緩やかな回復基調が続いています。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等、先行きに不透明な部分は残る状況です。

医療界では、平成28年4月に診療報酬改定が実施され、「地域包括ケアシステム」と「医療機能の分化・強化・連携」のさらなる推進が求められました。薬局においては、かかりつけ機能についての評価が明確化され、新たに健康サポート機能や高度薬学管理機能が求められました。

このような状況のなか、当社は「よい医療は、よい経営から」のコンセプトのもと、コンサルティングをベースにした医薬経営のトータルサポートを行っており、DtoD(医薬継承・医療連携・医師転職支援システム)と価値ある薬局づくりを通して、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献するよう努めております。

中期経営計画「さらなる挑戦」の最終年度となる当期は、医療の社会的課題を「DtoDと価値ある薬局からの創造」で解決することに取り組みました。

「医療モールの進化と深化」については、当期中に医療モール10件を開設した結果、当期末の医療モール件数は75件となりました。

「病院の経営支援」では、病床再編コンサルの新規案件が増加し、当期中に20件を実施し、地域医療の機能再編の支援を強化しております。また、地域医療の継続・活性化につながる診療所の継承開業は、当期中に46件の支援を実施しました。

薬局部門では、平成28年4月の調剤報酬改定で示された「かかりつけ薬剤師・薬局」の役割・評価に対応すべく、薬剤師の機能をフルに発揮し、地域から選ばれる薬局「みんなの健康ステーション」としての取り組みを推進しました。その結果、かかりつけ薬剤師として、患者さんからの同意書をいただく件数が増えました。

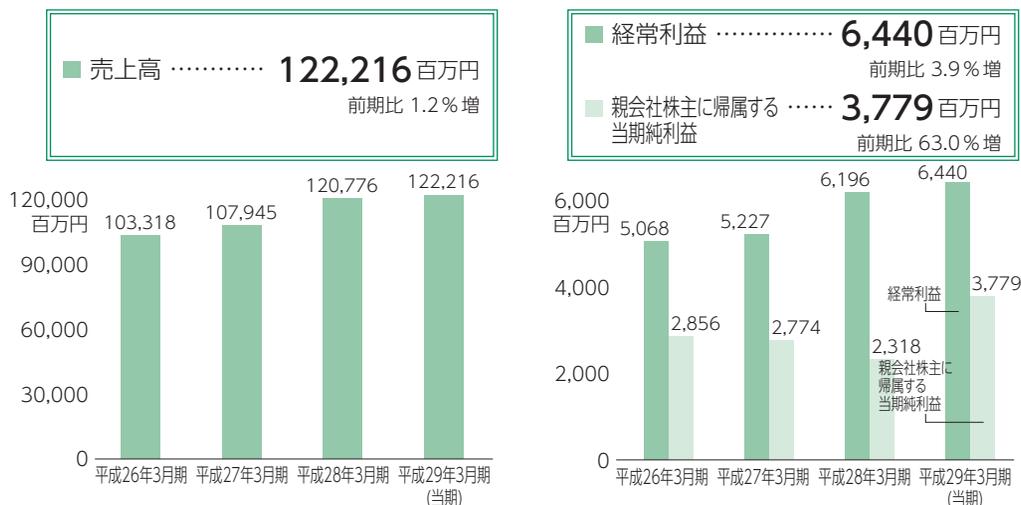
また、医薬連携として、トレースレポートを活用し、残薬調整や副作用防止な

どを推進しました。あわせて、患者さんからの高度な薬学管理ニーズに対応するため、「がん・糖尿病専門薬剤師」や「在宅専門薬剤師」(社内認定資格)の育成推進、「健康サポート薬局」に向けた取組み(当期末で35店舗)を行いました。これらに加えて在宅医療の充実に向けた取組みを加速すべく、平成28年12月にはその分野で先行している「みよの台薬局グループ」を当社グループに迎え入れました。

調剤薬局の店舗数は、当期中に105店舗(M&Aによる92店舗含む。)を出店した結果、当期末に674店舗となりました。

当期の業績は、薬価改定やC型肝炎治療薬の処方減少などにより、薬局部門の売上高が減少しましたが、医業支援部門でコンサル部門、レンタル部門などの売上高が増加し、売上高は前期比1.2%増の122,216百万円となりました。利益面では、営業利益は同2.6%増の6,248百万円、経常利益は同3.9%増の6,440百万円、前期に減損損失を計上した反動などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は同63.0%増の3,779百万円となりました。

ご参考 連結業績の推移



セグメント別の業績概要は以下のとおりであります。

① 東日本

レンタル部門、コンサル部門の売上増のほか、薬局部門において、当期に出店した店舗の増収効果などから、売上高は前期比9.6%増の48,054百万円となりました。営業利益は、レンタル部門の売上増等により同14.6%増の1,408百万円となりました。

② 西日本

レンタル部門および設計・施工事業の売上増があったものの、リース・割賦部門の売上減などから、売上高は前期比2.1%減の32,463百万円となりました。営業利益は、レンタル部門、設計・施工事業の売上増によるほか、コンサル部門の利益の増加により、同5.5%増の2,197百万円となりました。

③ 九州

レンタル部門、リース・割賦部門および設計・施工事業の売上増があったものの、薬局部門の既存店での処方箋単価の減少による売上減などから、売上高は前期比5.9%減の37,541百万円となりました。営業利益は、薬局部門の売上減により同9.7%減の2,576百万円となりました。

## (セグメント別業績)

(単位：百万円)

|                     | 平成28年<br>3月期 | 平成29年<br>3月期 | 増減額    | 増減率<br>(%) |
|---------------------|--------------|--------------|--------|------------|
| 売上高                 | 120,776      | 122,216      | 1,440  | 1.2        |
| 東日本                 | 43,838       | 48,054       | 4,215  | 9.6        |
| 医業支援                | 7,750        | 8,969        | 1,219  | 15.7       |
| 薬局                  | 36,088       | 39,084       | 2,996  | 8.3        |
| 西日本                 | 33,176       | 32,463       | △713   | △2.1       |
| 医業支援                | 6,765        | 6,254        | △511   | △7.6       |
| 薬局                  | 26,410       | 26,208       | △202   | △0.8       |
| 九州                  | 39,905       | 37,541       | △2,364 | △5.9       |
| 医業支援                | 6,077        | 7,001        | 924    | 15.2       |
| 薬局                  | 33,828       | 30,539       | △3,288 | △9.7       |
| その他                 | 3,855        | 4,157        | 301    | 7.8        |
| 営業利益                | 6,087        | 6,248        | 161    | 2.6        |
| 東日本                 | 1,228        | 1,408        | 179    | 14.6       |
| 西日本                 | 2,082        | 2,197        | 115    | 5.5        |
| 九州                  | 2,854        | 2,576        | △277   | △9.7       |
| その他                 | 490          | 856          | 365    | 74.6       |
| 調整額(注)              | (568)        | (790)        | △221   | -          |
| 経常利益                | 6,196        | 6,440        | 244    | 3.9        |
| 税金等調整前当期純利益         | 4,824        | 6,391        | 1,567  | 32.5       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 2,318        | 3,779        | 1,461  | 63.0       |

(注) 調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

ご参考 販売実績（事業別）

（単位：百万円）

| 区 分   |             | 平成28年3月期          | 平成29年3月期 | 増減率<br>(%) |       |
|-------|-------------|-------------------|----------|------------|-------|
| 医業支援  | コンサルティング    | コンサルティング          | 1,232    | 1,483      | 20.4  |
|       |             | 医師の転職・開業支援        | 662      | 551        | △16.8 |
|       |             | 小計                | 1,894    | 2,035      | 7.4   |
|       | レ ン タ ル     | 商 品 売 上           | 800      | 2,003      | 150.3 |
|       |             | レ ン タ ル           | 4,665    | 4,832      | 3.6   |
|       |             | 小計                | 5,465    | 6,836      | 25.1  |
|       | リ ー ス ・ 割 賦 | 商 品 売 上           | 8,690    | 7,774      | △10.5 |
|       |             | リ ー ス             | 867      | 711        | △18.0 |
|       |             | 割 賦 販 売           | 554      | 597        | 7.8   |
|       |             | 物 品 販 売           | 923      | 1,070      | 15.9  |
|       |             | 小計                | 11,035   | 10,153     | △8.0  |
|       | そ の 他       | 設 計 ・ 施 工         | 1,447    | 1,753      | 21.2  |
| そ の 他 |             | 3,458             | 4,526    | 30.9       |       |
| 小計    |             | 4,905             | 6,280    | 28.0       |       |
|       | 計           | 23,302            | 25,305   | 8.6        |       |
| 薬 局   | 調 剤 売 上     | 薬 剤 に 係 る 収 入     | 72,609   | 70,501     | △2.9  |
|       |             | 調 剤 技 術 に 係 る 収 入 | 22,510   | 23,966     | 6.5   |
|       |             | 小計                | 95,119   | 94,467     | △0.7  |
|       | 一 般 薬 等 売 上 | 1,285             | 1,499    | 16.6       |       |
|       | 計           | 96,405            | 95,966   | △0.5       |       |
| そ の 他 |             | 1,068             | 944      | △11.6      |       |
|       | 合 計         | 120,776           | 122,216  | 1.2        |       |

- (注) 1. 事業間の取引については、相殺消去しております。  
 2. 当社の商品売上取引は、当社がユーザーとの間でリース契約や定額レンタル契約した物件を他のリース会社に売却するものであります。当社は、ユーザーから債権の代行回収を行い、その回収額をリース会社へ支払います。サブライヤーからの物件購入額とリース会社に対する物件売却額との差額が当社の利益となります。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当期中に実施した設備投資の総額は割賦とリースを含めて6,061百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 東日本  
施設賃貸の建物等に関し、総額3,879百万円の設備投資を行いました。
- ② 西日本  
賃貸資産等に関し、総額790百万円の設備投資を行いました。
- ③ 九州  
賃貸資産等に関し、総額819百万円の設備投資を行いました。

なお、設備投資の所要資金については、主として割賦及び自己資金によって対応しております。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分                                 | 平成26年3月期  | 平成27年3月期  | 平成28年3月期  | 平成29年3月期<br>(当期) |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------------|
| 売 上 高                               | 103,318   | 107,945   | 120,776   | 122,216          |
| 経 常 利 益                             | 5,068     | 5,227     | 6,196     | 6,440            |
| 親 会 社 株 主<br>に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益 | 2,856     | 2,774     | 2,318     | 3,779            |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益              | 197円82銭   | 192円20銭   | 154円65銭   | 252円52銭          |
| 総 資 産                               | 66,982    | 69,811    | 74,621    | 86,760           |
| 純 資 産                               | 23,934    | 26,521    | 29,646    | 32,880           |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産                  | 1,655円73銭 | 1,824円14銭 | 1,967円14銭 | 2,178円46銭        |

(注) 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、当該株式分割が平成26年3月期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、平成29年4月から3年間にわたる中期経営計画「アクション2020」をスタートしました。中期経営計画初年度である平成30年3月期は、「医療モールの開発」「病院の経営支援」「価値ある薬局の創造」、そして50期ビジョン達成に向けた「既存事業の機能付加・強化と医療周辺事業への事業領域拡大」に取り組み、地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを推進します。

##### ① 会社の経営の基本方針

当社は、「よい医療は、よい経営から」のコンセプトのもと、コンサルティングをベースにした医業経営のトータルサポートで、「よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する」ことを基本方針としております。

##### ② 目標とする経営指標

当社は、平成29年4月から3年間にわたる中期経営計画「アクション2020」をスタートし、最終年度の平成32年3月期(2020年3月期)に次の目標を掲げています。

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 連結売上高      | 1,600億円(オーガニック)              |
| EBITDAマージン | 9%以上                         |
| 設備投資       | 3年間で200億円を配分(別枠でM&A・連携も積極活用) |
| 配当性向       | 20%以上を維持                     |

##### ③ 中長期的な会社の経営戦略

ア 50期ビジョン(2028年3月期)における中期経営計画の位置づけ

###### ○ 社是(ミッション)

わたしたちは、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献します

###### ○ 50期ビジョン(ありたき姿)

地域包括ケアシステムを支える「日本型ヘルスケアビジネスの完成へ」

###### ○ 日本型ヘルスケアビジネスの完成イメージ

DtoDと価値ある薬局からの創造で、病院の経営支援と理想の医療モールを通じた地域ヘルスケアネットワークの基盤づくり

###### ○ 中期経営計画「アクション2020」の位置付け

日本型ヘルスケアビジネスの具現化。50期ビジョンを実現するステップとしての3か年計画と位置付け、平成29年3月期までの取組みを発展させ成果を出す(具現化)

イ 平成32年3月期（2020年3月期）のありたき姿

「さまざまな社会的課題を解決する医療モールを推進する」

医療モールに在宅医療や在宅ケアの機能付加、医療機能の分化による効率的・効果的な医療提供体制の構築、かかりつけ薬局機能の強化で、地域包括ケアシステムの構築へ貢献する。また、将来の人口動態や医療需要、街づくりの観点を踏まえ、医療モールでコンパクトシティの形成を支援していく。

#### 地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを推進

|   |               |                                                                 |
|---|---------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | 医療モールの開発      | 社会インフラとして医療・介護・生活支援等の複合施設の中核を担う<br>～医療モール200件へ～                 |
| 2 | 病院の経営支援       | 地域包括ケアシステム構築における病院の機能分化と連携を支援<br>～病院の経営支援37件～                   |
| 3 | 価値ある薬局の創造     | みんなの健康ステーションとして、地域包括ケアシステムを支える<br>～オーガニック成長で処方せん枚数230万枚(20%)増へ～ |
| 4 | 50期ビジョン達成のために | 既存事業の機能付加・強化と医療周辺事業への事業領域拡大                                     |

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (5) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 名称                  | 資本金<br>(百万円) | 出資比率<br>(%) | 主要な事業内容       |
|---------------------|--------------|-------------|---------------|
| (株) ソム・テック          | 30           | 100.0       | 医療施設の企画・設計・施工 |
| 総合メディカル・ファーマシー中部(株) | 10           | 100.0       | 調剤薬局の経営       |
| (株) あおば調剤薬局         | 20           | 100.0       | 調剤薬局の経営       |
| 前田産業(株)             | 15           | 100.0       | 調剤薬局の経営       |
| (株) タイコー堂薬局本店       | 3            | 100.0       | 調剤薬局の経営       |
| (株) ビューティドラッグサイトウ   | 50           | 100.0       | 調剤薬局の経営       |
| (株) 祥漢堂             | 10           | 100.0       | 調剤薬局の経営       |
| (株) サンヴィラ           | 200          | 100.0       | 介護付有料老人ホーム    |
| (株) 保健同人社           | 59           | 61.6        | 医療・健康情報サービス   |
| (株) 御代の台薬局          | 10           | 100.0       | 調剤薬局の経営       |
| (株) 本木薬局            | 10           | 100.0       | 調剤薬局の経営       |

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは当社、連結子会社28社により構成されており、以下のような事業を行っております。

| 事業区分 | 事業内容                                                                                                                                       |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療支援 | (コンサルティング) 医療経営コンサルティング、<br>医師の転職支援・開業支援等<br>(レンタル) 入院患者向けテレビのレンタル、販売<br>(リース・割賦) 医療機器のリース、割賦販売、販売<br>(その他) 医療施設の企画・設計・施工、<br>医療・健康情報サービス等 |
| 薬局   | 調剤薬局の経営                                                                                                                                    |
| その他  | 有料老人ホームの運営等                                                                                                                                |

(7) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

① 支店等 (3支社、23支店、4営業所、1出張所)

| 東日本        | 西日本   | 九州        |
|------------|-------|-----------|
| 東日本支社      | 西日本支社 | 九州支社      |
| 札幌支店       | 京都出張所 | 北九州支店     |
| 盛岡営業所      | 大阪支店  | 福岡支店      |
| 仙台支店       | 神戸支店  | 長崎支店      |
| 北関東支店 (高崎) | 岡山支店  | 熊本支店      |
| 埼玉支店       | 広島支店  | 大分支店      |
| 東京支店       | 山口支店  | 宮崎支店      |
| 横浜支店       | 高松支店  | 鹿児島支店     |
| 北陸営業所 (金沢) | 松山支店  | 沖縄支店 (那覇) |
| 松本営業所      | 高知営業所 |           |
| 静岡支店       |       |           |
| 名古屋支店      |       |           |

② 調剤薬局 (674店舗)

| 所在地 | 店舗数  | 所在地  | 店舗数 | 所在地  | 店舗数  | 所在地  | 店舗数  |
|-----|------|------|-----|------|------|------|------|
| 東日本 | 338店 | 千葉県  | 18店 | 西日本  | 168店 | 香川県  | 10店  |
| 北海道 | 24店  | 東京都  | 87店 | 滋賀県  | 2店   | 愛媛県  | 6店   |
| 岩手県 | 7店   | 神奈川県 | 24店 | 京都府  | 3店   | 高知県  | 1店   |
| 宮城県 | 2店   | 富山県  | 5店  | 大阪府  | 38店  | 九州   | 168店 |
| 秋田県 | 2店   | 福井県  | 5店  | 兵庫県  | 29店  | 福岡県  | 76店  |
| 山形県 | 1店   | 長野県  | 5店  | 奈良県  | 1店   | 佐賀県  | 5店   |
| 福島県 | 8店   | 岐阜県  | 14店 | 和歌山県 | 19店  | 長崎県  | 25店  |
| 茨城県 | 6店   | 静岡県  | 5店  | 島根県  | 4店   | 熊本県  | 20店  |
| 栃木県 | 8店   | 愛知県  | 39店 | 岡山県  | 13店  | 大分県  | 10店  |
| 群馬県 | 25店  | 三重県  | 11店 | 広島県  | 22店  | 宮崎県  | 19店  |
| 埼玉県 | 42店  |      |     | 山口県  | 16店  | 鹿児島県 | 8店   |
|     |      |      |     | 徳島県  | 4店   | 沖縄県  | 5店   |

(8) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

| セグメント区分     | 従業員数            |
|-------------|-----------------|
| 東 日 本       | 1,981 (333) 名   |
| 西 日 本       | 746 (301) 名     |
| 九 州         | 863 (218) 名     |
| そ の 他       | 196 (242) 名     |
| 全 社 ( 共 通 ) | 261 (38) 名      |
| 合 計         | 4,047 (1,132) 名 |

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、パートタイマー及び派遣社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

| 借入先       | 借入金残高    |
|-----------|----------|
| 株式会社福岡銀行  | 7,267百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 4,152百万円 |

## (10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、効率的な経営による収益力の向上と企業体質の強化に努め、収益状況等を勘案しながら安定した配当を継続することにより、株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

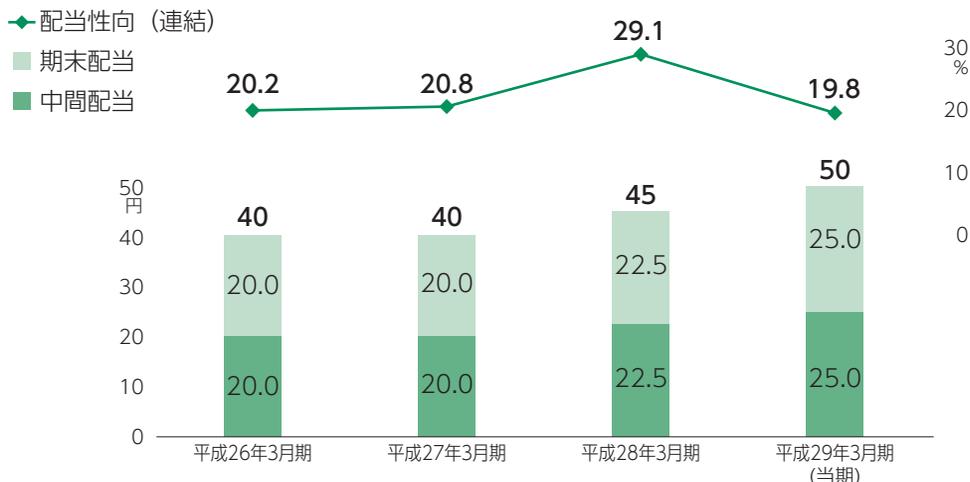
毎事業年度における配当の回数につきましては、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。」旨を定款に定めております。また当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を毎年9月30日を基準日として配当することができる旨を定款に定めております。このような基本方針のもと、当期の期末配当金は25.0円、中間配当金25.0円を含めた年間配当金は50.0円となり、配当性向（連結）は19.8%となります。

なお、平成29年4月からスタートする中期経営計画「アクション2020」において、「配当性向は20%以上を維持」することを方針として掲げております。これに基づき次期の配当につきましては、1株当たり年間配当金55.0円（中間配当金27.5円、期末配当金27.5円）を予定しております。

また、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式の魅力を高め、中長期的に当社株式を保有していただける株主様の増加促進を図ることを目的に、株主優待制度を導入しております。

### 1株当たり配当金の推移



(注) 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。平成26年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、配当金の額を記載しております。

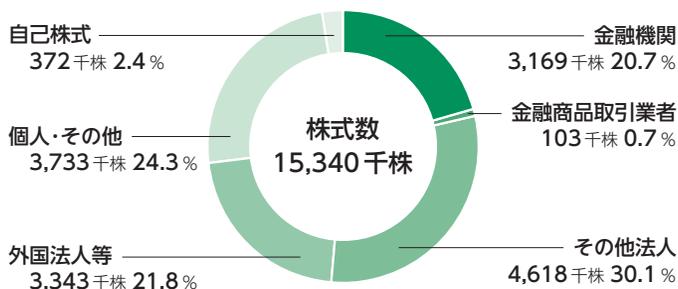
## 2. 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 15,340,156株 (自己株式372,775株を含む。)  
 (3) 株主数 6,497名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                                                                       | 持株数(株)    | 出資比率(%) |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 三井物産株式会社                                                                  | 3,819,554 | 25.51   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                                               | 1,191,143 | 7.95    |
| 東京センチュリー株式会社                                                              | 722,000   | 4.82    |
| 株式会社福岡銀行                                                                  | 615,000   | 4.10    |
| 小山田浩定                                                                     | 453,774   | 3.03    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                                                | 451,200   | 3.01    |
| 株式会社北九州銀行                                                                 | 404,000   | 2.69    |
| THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT | 323,000   | 2.15    |
| 総合メディカル従業員持株会                                                             | 235,080   | 1.57    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                  | 202,700   | 1.35    |

- (注) 1. 自己株式 (372,775株) は、上記大株主には記載しておりません。  
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ご参考 所有者別株式分布状況



### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役（平成29年3月31日現在）

| 地位               | 氏名     | 担当又は重要な兼職の状況                                                                        |
|------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社長執行役員  | 坂本 賢治  | 監査部担当                                                                               |
| 代表取締役<br>副社長執行役員 | 三木田 慎也 | 東日本支社担当<br>コンサルティング事業本部担当                                                           |
| 取締役<br>専務執行役員    | 黒田 誠   | 管理本部担当<br>経営戦略本部担当                                                                  |
| 取締役<br>専務執行役員    | 貞久 雅利  | 人事本部担当 人事本部長                                                                        |
| 取締役<br>常務執行役員    | 中島 護貴  | 西日本支社担当 九州支社担当<br>DtoD戦略本部担当 医業支援事業本部担当<br>薬局事業本部担当 薬局事業本部長<br>株式会社エス・エム・イー 代表取締役会長 |
| 取締役<br>常務執行役員    | 中島 孝生  | DtoD戦略本部長                                                                           |
| 取締役相談役           | 小山田 浩定 |                                                                                     |
| 取締役副会長           | 田代 五男  |                                                                                     |
| 取締役              | 野上 誠   | 東京センチュリー株式会社<br>取締役執行役員副社長<br>日本カーソリューションズ株式会社<br>代表取締役社長                           |
| 取締役              | 渡邊 清孝  | 溝江建設株式会社 会長                                                                         |
| 取締役              | 関 榮一   | ポラリス・キャピタル・グループ株式会社<br>特別顧問<br>株式会社イノーバ 監査役                                         |
| 常勤監査役            | 大野 穰   |                                                                                     |
| 常勤監査役            | 平尾 昭二  |                                                                                     |
| 監査役              | 三ツ角 直正 | 三ツ角法律事務所 所長                                                                         |
| 監査役              | 権藤 説子  | 税理士法人九州合同税務会計<br>権藤説子事務所 代表社員<br>社会福祉法人グロー 監事                                       |

- (注) 1. 取締役野上誠、渡邊清孝及び関榮一の3氏は、社外取締役であります。なお、当社は、渡邊清孝及び関榮一の両氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役大野穰、三ツ角直正及び権藤説子の3氏は、社外監査役であります。なお、当社は、大野穰、三ツ角直正及び権藤説子の3氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役大野 穰氏は、金融機関の財務及び総合企画部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役平尾昭二氏は、当社の監査部門における長年の経験があり、内部監査に関する相当程度の知見を有しております。監査役の三ツ角直正氏は、弁護士であり、企業法務に関する高度な専門的知見を有しております。また、監査役の権藤説子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高度な専門的知見を有しております。
4. 平成28年6月22日開催の第38期定時株主総会において、中島孝生、関榮一の両氏は取締役に新たに選任され、就任しました。
5. 平成29年4月1日付で取締役の地位及び担当又は重要な兼職の一部を変更し、以下のとおりとなりました。

| 地 位              | 氏 名     | 担当又は重要な兼職の状況                                                   |
|------------------|---------|----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社長執行役員  | 坂 本 賢 治 | 監査部担当 経営戦略本部担当                                                 |
| 代表取締役<br>副社長執行役員 | 三木田 慎 也 | 東日本支社担当                                                        |
| 取 締 役<br>専務執行役員  | 黒 田 誠   | 西日本支社担当                                                        |
| 取 締 役<br>専務執行役員  | 貞 久 雅 利 | 管理本部担当 人事本部担当                                                  |
| 取 締 役<br>専務執行役員  | 中 島 護 貴 | 薬局事業本部担当<br>株式会社エス・エム・イー 代表取締役会長                               |
| 取 締 役<br>専務執行役員  | 中 島 孝 生 | 九州支社担当 DtoD戦略本部担当<br>コンサルティング事業本部担当<br>医薬支援事業本部担当 DtoD戦略本部長    |
| 取締役相談役           | 小山田 浩 定 |                                                                |
| 取締役副会長           | 田 代 五 男 |                                                                |
| 取 締 役            | 野 上 誠   | 東京センチュリー株式会社<br>取締役執行役員副社長<br>日本カーソリューションズ株式会社<br>代表取締役社長      |
| 取 締 役            | 渡 邊 清 孝 | 溝江建設株式会社 会長                                                    |
| 取 締 役            | 関 榮 一   | ポラリス・キャピタル・グループ株式会社<br>特別顧問<br>株式会社イノーバ 監査役<br>淀川変圧器株式会社 取締役会長 |

ご参考 執行役員（平成29年3月31日現在）

| 地位     | 氏名    | 担当                            |
|--------|-------|-------------------------------|
| 常務執行役員 | 橋本浩一  | 経営戦略本部長 経営戦略部長                |
| 常務執行役員 | 原口錠二  | 株式会社ソム・テック 代表取締役社長            |
| 上席執行役員 | 寺田孝英  | DtoD戦略本部長補佐                   |
| 上席執行役員 | 新村元市  | DtoD戦略本部長補佐                   |
| 上席執行役員 | 渡部一也  | 九州支社長                         |
| 上席執行役員 | 谷川由利子 | 管理本部長                         |
| 上席執行役員 | 中野重行  | 東日本支社長                        |
| 上席執行役員 | 志渡澤秋寛 | 医業支援事業本部長                     |
| 執行役員   | 奥野隆通  | 管理本部副本部長 総務部長                 |
| 執行役員   | 藤井信夫  | 東日本支社長付                       |
| 執行役員   | 松尾俊和  | 薬局事業本部副本部長 薬局事業推進部長           |
| 執行役員   | 山崎修   | 西日本支社長                        |
| 執行役員   | 原正朝   | 東日本薬局統括部長                     |
| 執行役員   | 本多克行  | 人事本部副本部長 採用部長                 |
| 執行役員   | 入江哲郎  | コンサルティング事業本部長<br>コンサルティング推進部長 |

平成29年4月1日付で執行役員の地位及び担当の一部を変更しております。取締役を兼務しない執行役員は、以下のとおりであります。

| 地 位     | 氏 名     | 担 当                           |
|---------|---------|-------------------------------|
| 常務執行役員  | 橋 本 浩 一 | 経営戦略本部長                       |
| 常務執行役員  | 原 口 錠 二 | 九州支社長                         |
| 常務執行役員  | 谷 川 由利子 | 薬局事業本部長                       |
| 常務執行役員  | 志渡澤 秋 寛 | 医薬支援事業本部長 新規事業開発部長            |
| 上席執行役員  | 寺 田 孝 英 | 九州支社長付<br>九州ヘルスケア産業推進協議会出向    |
| 上席執行役員  | 新 村 元 市 | DtoD戦略本部長補佐                   |
| 上席執行役員  | 渡 部 一 也 | 管理本部長 総務部長                    |
| 上席執行役員  | 中 野 重 行 | 東日本支社長                        |
| 執 行 役 員 | 奥 野 隆 通 | 管理本部副本部長                      |
| 執 行 役 員 | 藤 井 信 夫 | 東日本支社長付                       |
| 執 行 役 員 | 松 尾 俊 和 | 薬局事業本部副本部長                    |
| 執 行 役 員 | 山 崎 修   | 西日本支社長                        |
| 執 行 役 員 | 原 正 朝   | 薬局事業本部副本部長 在宅医療推進部長           |
| 執 行 役 員 | 本 多 克 行 | 人事本部長 採用部長                    |
| 執 行 役 員 | 入 江 哲 郎 | コンサルティング事業本部長<br>コンサルティング推進部長 |
| 執 行 役 員 | 戸 上 武   | 東日本支社長付 医薬経営支援部長              |
| 執 行 役 員 | 段 塚 忠 宏 | 経営戦略本部副本部長                    |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                | 人 数 (名)   | 報酬等の総額 (百万円) |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 11<br>(3) | 186<br>(11)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 32<br>(20)   |
| 合 計                | 15        | 218          |

- (注) 1. 取締役の報酬には、平成27年5月21日開催の取締役会にて決議しております当事業年度に係る利益連動給与が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）は、平成24年6月20日開催の第34期定時株主総会において、年額3億円以内と定めた固定枠と、前事業年度の連結当期純利益の2%以内と定めた変動枠の合計額と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月18日開催の第24期定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（平成29年3月31日現在）

取締役野上誠氏は東京センチュリー株式会社の取締役執行役員副社長及び日本カーソリューションズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と東京センチュリー株式会社及び日本カーソリューションズ株式会社との間には、リース取引があります。

取締役渡邊清孝氏は溝江建設株式会社の会長であります。当社と同社との間には、人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。

取締役関榮一氏は株式会社イノーバの監査役であります。当社と同社との間には、人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。

監査役三ツ角直正氏は三ツ角法律事務所の所長であります。当社と同所との間には、人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。

監査役権藤説子氏は税理士法人九州合同税務会計権藤説子事務所の代表社員であります。当社と同所との間には、人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。

- ② 当期における主な活動状況

| 地位  | 氏名     | 取締役会<br>出席状況 |     | 監査役会<br>出席状況 |     | 主な発言状況                                      |
|-----|--------|--------------|-----|--------------|-----|---------------------------------------------|
| 取締役 | 野上 誠   | 13回中         | 13回 | —            | —   | 他社での豊富な経験と見識に基づく発言を行っております。                 |
|     | 渡邊 清孝  | 13回中         | 13回 | —            | —   | 他社での豊富な経験と見識に基づく発言を行っております。                 |
|     | 関 榮一   | 11回中         | 11回 | —            | —   | 他社での豊富な経験と見識に基づく発言を行っております。                 |
| 監査役 | 大野 穰   | 13回中         | 13回 | 14回中         | 14回 | 他社での豊富な経営経験及び監査役としての豊富な経験と見識に基づく発言を行っております。 |
|     | 三ツ角 直正 | 13回中         | 12回 | 14回中         | 13回 | 主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。               |
|     | 権藤 説子  | 13回中         | 13回 | 14回中         | 14回 | 主に税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。               |

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。  
 2. 取締役関榮一氏は平成28年6月22日開催の第38期定時株主総会で取締役に新たに選任され同日就任しましたので、同日以降の当期中の取締役会の出席状況を記載しております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                 | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当期に係る会計監査人としての報酬等の額                 | 39百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、BCP(事業継続計画)訓練の助言・指導等についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行等の適正性について問題を認め、当社の会計監査人であることが当社にとって重大な支障であると判断した場合は、会計監査人の変更等の妥当性について監査役会で十分に審議したうえで、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会へ提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会において選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

- (注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については、表示単位未満を四捨五入（ただし出資比率については切り捨て）して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目                  | 金額            | 科目                    | 金額            |
|---------------------|---------------|-----------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>       |               | <b>(負債の部)</b>         |               |
| <b>I 流動資産</b>       | <b>44,999</b> | <b>I 流動負債</b>         | <b>33,228</b> |
| 1 現金及び預金            | 10,830        | 1 支払手形及び買掛金           | 20,258        |
| 2 受取手形及び売掛金         | 21,395        | 2 短期借入金               | 415           |
| 3 割賦債権              | 1,821         | 3 一年以内返済予定の<br>長期借入金  | 4,607         |
| 4 リース投資資産           | 911           | 4 リース債務               | 256           |
| 5 たな卸資産             | 6,557         | 5 未払費用                | 2,629         |
| 6 繰延税金資産            | 811           | 6 未払法人税等              | 1,762         |
| 7 その他               | 2,710         | 7 割賦未実現利益             | 187           |
| 8 貸倒引当金             | △38           | 8 その他                 | 3,112         |
| <b>II 固定資産</b>      | <b>41,760</b> | <b>II 固定負債</b>        | <b>20,650</b> |
| <b>(1) 有形固定資産</b>   | <b>25,072</b> | 1 長期借入金               | 15,171        |
| 1 賃貸資産              | 4,823         | 2 リース債務               | 920           |
| 2 建物及び構築物           | 13,312        | 3 長期割賦未払金             | 2,160         |
| 3 土地                | 4,720         | 4 その他                 | 2,397         |
| 4 その他               | 2,216         | <b>負債合計</b>           | <b>53,879</b> |
| <b>(2) 無形固定資産</b>   | <b>11,241</b> | <b>(純資産の部)</b>        |               |
| 1 のれん               | 9,703         | <b>I 株主資本</b>         | <b>32,172</b> |
| 2 その他               | 1,537         | 1 資本金                 | 3,513         |
| <b>(3) 投資その他の資産</b> | <b>5,446</b>  | 2 資本剰余金               | 5,566         |
| 1 投資有価証券            | 1,327         | 3 利益剰余金               | 24,012        |
| 2 繰延税金資産            | 445           | 4 自己株式                | △920          |
| 3 その他               | 3,673         | <b>II その他の包括利益累計額</b> | <b>432</b>    |
| 4 貸倒引当金             | △0            | 1 その他有価証券評価差額金        | 432           |
| <b>資産合計</b>         | <b>86,760</b> | <b>III 非支配株主持分</b>    | <b>275</b>    |
|                     |               | <b>純資産合計</b>          | <b>32,880</b> |
|                     |               | <b>負債純資産合計</b>        | <b>86,760</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |                 | 金 額   |         |
|-----|-----------------|-------|---------|
| I   | 売上高             |       | 122,216 |
| II  | 売上原価            |       | 103,761 |
|     | 売上総利益           |       | 18,454  |
| III | 販売費及び一般管理費      |       | 12,206  |
|     | 営業利益            |       | 6,248   |
| IV  | 営業外収益           |       |         |
| 1   | 受取配当金           | 25    |         |
| 2   | 受取賃貸料           | 21    |         |
| 3   | 保険解約戻金          | 21    |         |
| 4   | 投資有価証券評価益       | 168   |         |
| 5   | その他             | 209   | 447     |
| V   | 営業外費用           |       |         |
| 1   | 支払利息            | 81    |         |
| 2   | 賃貸借契約解約損        | 35    |         |
| 3   | その他             | 137   | 254     |
|     | 経常利益            |       | 6,440   |
| VI  | 特別損失            |       |         |
| 1   | 減損損失            | 48    | 48      |
|     | 税金等調整前当期純利益     |       | 6,391   |
|     | 法人税、住民税及び事業税    | 2,452 |         |
|     | 法人税等調整額         | 87    | 2,540   |
|     | 当期純利益           |       | 3,851   |
|     | 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 71      |
|     | 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 3,779   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |           |           |          |            |
|-------------------------|-------|-----------|-----------|----------|------------|
|                         | 資本金   | 資本<br>剰余金 | 利益<br>剰余金 | 自己<br>株式 | 株主資本<br>合計 |
| 当 期 首 残 高               | 3,513 | 5,566     | 20,944    | △920     | 29,104     |
| 当 期 変 動 額               |       |           |           |          |            |
| 剰余金の配当                  |       |           | △710      |          | △710       |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |       |           | 3,779     |          | 3,779      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |       |           |           |          |            |
| 当期変動額合計                 | －     | －         | 3,068     | －        | 3,068      |
| 当 期 末 残 高               | 3,513 | 5,566     | 24,012    | △920     | 32,172     |

|                         | その他の包括<br>利益累計額<br>その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 非支配<br>株主<br>持分 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|-----------------------------------------|-----------------|-----------|
| 当 期 首 残 高               | 338                                     | 203             | 29,646    |
| 当 期 変 動 額               |                                         |                 |           |
| 剰余金の配当                  |                                         |                 | △710      |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                                         |                 | 3,779     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 94                                      | 71              | 166       |
| 当期変動額合計                 | 94                                      | 71              | 3,234     |
| 当 期 末 残 高               | 432                                     | 275             | 32,880    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目             | 金額            | 科目                 | 金額            |
|----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>  |               | <b>(負債の部)</b>      |               |
| <b>I 流動資産</b>  | <b>29,933</b> | <b>I 流動負債</b>      | <b>26,623</b> |
| 1 現金及び預金       | 5,280         | 1 支払手形             | 4             |
| 2 受取手形         | 14            | 2 買掛金              | 13,464        |
| 3 売掛金          | 14,515        | 3 短期借入金            | 380           |
| 4 割賦債権         | 1,821         | 4 関係会社短期借入金        | 2,535         |
| 5 リース投資資産      | 911           | 5 年内返済予定の長期借入金     | 4,456         |
| 6 たな卸資産        | 4,228         | 6 リース債務            | 225           |
| 7 前払費用         | 754           | 7 未払金              | 880           |
| 8 繰延税金資産       | 606           | 8 割賦未払金            | 1,058         |
| 9 その他          | 1,821         | 9 未払費用             | 1,915         |
| 10 貸倒引当金       | △21           | 10 未払法人税等          | 1,228         |
| <b>II 固定資産</b> | <b>45,463</b> | 11 割賦未実現利益         | 187           |
| (1) 有形固定資産     | <b>19,612</b> | 12 その他             | 286           |
| 1 賃貸資産         | 4,823         | <b>II 固定負債</b>     | <b>19,103</b> |
| 2 建物及び構築物      | 10,209        | 1 長期借入金            | 15,092        |
| 3 土地           | 2,931         | 2 リース債務            | 782           |
| 4 その他          | 1,648         | 3 長期割賦未払金          | 2,160         |
| (2) 無形固定資産     | <b>2,330</b>  | 4 その他              | 1,067         |
| 1 のれん          | 1,111         | <b>負債合計</b>        | <b>45,726</b> |
| 2 ソフトウェア       | 1,122         | <b>(純資産の部)</b>     |               |
| 3 その他          | 96            | <b>I 株主資本</b>      | <b>29,248</b> |
| (3) 投資その他の資産   | <b>23,520</b> | (1) 資本金            | <b>3,513</b>  |
| 1 投資有価証券       | 1,197         | (2) 資本剰余金          | <b>5,566</b>  |
| 2 関係会社株式       | 17,598        | 1 資本準備金            | 3,654         |
| 3 長期貸付金        | 30            | 2 その他資本剰余金         | 1,912         |
| 4 関係会社長期貸付金    | 1,963         | (3) 利益剰余金          | <b>21,088</b> |
| 5 繰延税金資産       | 310           | 1 利益準備金            | 59            |
| 6 その他          | 2,801         | 2 その他利益剰余金         | 21,029        |
| 7 貸倒引当金        | △382          | 別途積立金              | 3,678         |
|                |               | 繰越利益剰余金            | 17,351        |
|                |               | (4) 自己株式           | △920          |
|                |               | <b>II 評価・換算差額等</b> | <b>422</b>    |
|                |               | 1 その他有価証券評価差額金     | 422           |
| <b>資産合計</b>    | <b>75,397</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>29,670</b> |
|                |               | <b>負債純資産合計</b>     | <b>75,397</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額   |        |
|---------------------|-------|--------|
| I 売 上 高             |       | 92,019 |
| II 売 上 原 価          |       | 78,730 |
| 売 上 総 利 益           |       | 13,289 |
| III 販売費及び一般管理費      |       | 8,586  |
| 営 業 利 益             |       | 4,703  |
| IV 営 業 外 収 益        |       |        |
| 1 受 取 配 当 金         | 400   |        |
| 2 投 資 有 価 証 券 評 価 益 | 168   |        |
| 3 そ の 他             | 143   | 712    |
| V 営 業 外 費 用         |       |        |
| 1 支 払 利 息           | 88    |        |
| 2 賃 貸 借 契 約 解 約 損   | 35    |        |
| 3 そ の 他             | 120   | 244    |
| 経 常 利 益             |       | 5,170  |
| VI 特 別 損 失          |       |        |
| 1 減 損 損 失           | 47    |        |
| 2 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損 | 11    | 58     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |       | 5,111  |
| 法人税、住民税及び事業税        | 1,605 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額       | 125   | 1,731  |
| 当 期 純 利 益           |       | 3,380  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |          |       |          |         |      | 自己株式   | 株主資本合計 |
|---------------------|-------|-------|----------|-------|----------|---------|------|--------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 |          | 利益剰余金 |          |         |      |        |        |
|                     |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         |      |        |        |
|                     |       |       |          |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |      |        |        |
| 当期首残高               | 3,513 | 3,654 | 1,912    | 59    | 3,678    | 14,681  | △920 | 26,578 |        |
| 当期変動額               |       |       |          |       |          |         |      |        |        |
| 剰余金の配当              |       |       |          |       |          | △710    |      | △710   |        |
| 当期純利益               |       |       |          |       |          | 3,380   |      | 3,380  |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |       |       |          |       |          |         |      |        |        |
| 当期変動額合計             | -     | -     | -        | -     | -        | 2,669   | -    | 2,669  |        |
| 当期末残高               | 3,513 | 3,654 | 1,912    | 59    | 3,678    | 17,351  | △920 | 29,248 |        |

|                     | 評価・換算差額等     | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 |        |
| 当期首残高               | 331          | 26,910 |
| 当期変動額               |              |        |
| 剰余金の配当              |              | △710   |
| 当期純利益               |              | 3,380  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 90           | 90     |
| 当期変動額合計             | 90           | 2,760  |
| 当期末残高               | 422          | 29,670 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

総合メディカル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤 次男 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 池田 徹  | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、総合メディカル株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、総合メディカル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

総合メディカル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤 次男 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 池田 徹  | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、総合メディカル株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組み（会社法施行規則第118条第3号イ及びロ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について監査計画の説明及び監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

総合メディカル株式会社 監査役会

常勤監査役 大野 穰 ㊟

常勤監査役 平尾 昭二 ㊟

監査役 三ツ角 直正 ㊟

監査役 権 藤 説子 ㊟

(注) 常勤監査役大野 穰、監査役三ツ角直正及び監査役権藤説子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



# 株主総会会場ご案内図

<会場> ホテルオークラ福岡

福岡市博多区下川端町3番2号

TEL 092-262-1111 (代表)



## <地下鉄>

「中洲川端駅」川端口改札より6番出口

## <バス>

「川端町・博多座前」バス停で下車

■ 福岡交通センター3番のりばより約15分

■ 西鉄天神バスセンターより約10分

## <お車>

下記の地図をご参照ください。

## 会場周辺図

- 駐車場入口 ■ 駐車場出口
- ホテル駐車場入口
- ホテル駐車場出口



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。